

報道の自由と倫理
～報道される側の人権を考える～

東北大学経済学部経営学科

B6EB1158 田島里紗

目次

はじめに

第1章 理論編

第1節 マスメディアの定義

第2節 マスメディアの役割

第1項 報道の自由

第2項 知る権利

第3項 遵守すべき倫理規範

第3節 報道被害

第1項 プライバシーの侵害

第2項 名誉毀損

第3項 メディアスクラム

第4節 第三者機関による報道の監視

第1項 日本の新聞社における取り組み

第2項 日本の放送局における取り組み

第5節 実名報道と匿名報道

第1項 日本における捉え方

第2項 海外における捉え方

第2章 分析編

第1節 桶川ストーカー殺人事件

第1項 事件の概要

第2項 報道被害の実態

第3項 分析

第2節 福岡一家四人殺人事件

第1項 事件の概要

第2項 報道被害の実態

第3項 分析

第3章 提言

第1節 報道における人権に配慮したガイドラインの策定

第2節 第三者機関の構成員の再考

第3節 教育機関におけるメディアリテラシー教育

おわりに

参考文献

はじめに

実名報道、メディアスクラム、遺族取材。近年、マスメディアの取材、報道方法についての議論は活発化している。とりわけ実名報道の賛否に関しては、事件が発生し報道されるたびに問題視されているように思う。「京都アニメーション放火殺人事件（以下、京アニ事件）」において、報道各社が被害者の実名を報道した理由を説明したことは記憶に新しい。ソーシャル・ネットワーキング・サービス（以下、SNS）の発達に伴い、被害者、加害者の個人情報が何の根拠もなくインターネット上で発信されてしまうような時代になった。

筆者は、原則的に実名報道は必要であると考えている。英文を構成する要素が主語、動詞、目的語、補語であるように「いつ」「どこで」という情報がなかったとしても「誰が」「何を」「どうした」という情報をなくして物事を語ることはできないと思うからだ。「〇代の男性、女性」という表現で十分だと考える人もいるだろうが、抽象的な情報だけでは皆の頭の中からその内容はすぐに忘れ去られてしまうだろう。できるだけ多くの情報を具体的に伝えなければならぬ一方で、一つの事件の報道が繰り返されたり内容が深掘りされたりすることによって、傷つく人々がいるのも事実である。また、世の中には同姓同名の人が多くいる。インターネット上で違う人物が犯人として仕立て上げられたり、被害者として違う人物の顔写真が載せられてしまったりした際、マスメディアが正しい情報を発信していれば、そのインターネット上の被害は少しでも抑えられると考える。一度インターネット上にアップロードされた情報は、表面上は削除されても完全に消し去ることはできない。今や年齢や職業にかかわらず、誰でも報道被害の「加害者」になりえてしまうのだ。

インターネットを利用する年齢が若年化している今日、情報発信を職業として常日頃行い、その影響力について身をもって知り尽くしているマスメディアこそが、インターネットの持つ強大な影響力による恐ろしさを若年層に伝えるということが必要ではなかろうか。また、SNSの世を動かす力を理解させるだけでなく、公的機関によるインターネットの利用に関する規制も急務であるといえよう。

本論文では、報道の自由と人権保護の観点から取材・報道の在り方を考察し、今後より進んでいくであろう SNS 利用の若年化を鑑み、マスメディアがすべきメディアリテラシー教育を提言として掲げていきたい。

第1章 理論編

第1節 マスメディアの定義

論文を書き進める前に、マスメディアとは何か定義したい。マスメディアとは「新聞、ラジオ、テレビ、雑誌、書籍、映画など、不特定多数の人々に情報を大量伝達する機構、およびその伝達システム」¹のことである。一般的によく聞く「マスコミ」というのは「マス・コミュニケーション」の略称であり「マスメディア」というシステムを通して情報を大量に伝達する活動のことを指す。本論文では、マスメディアのうち「新聞」「テレビ」「週刊誌」について取り上げる。

平成に入ってからインターネットの利用が急速に進み、SNSを用いて誰でも気軽に情報を発信できるようになった。特に、若年層のSNSの利用については下図を参照したい。

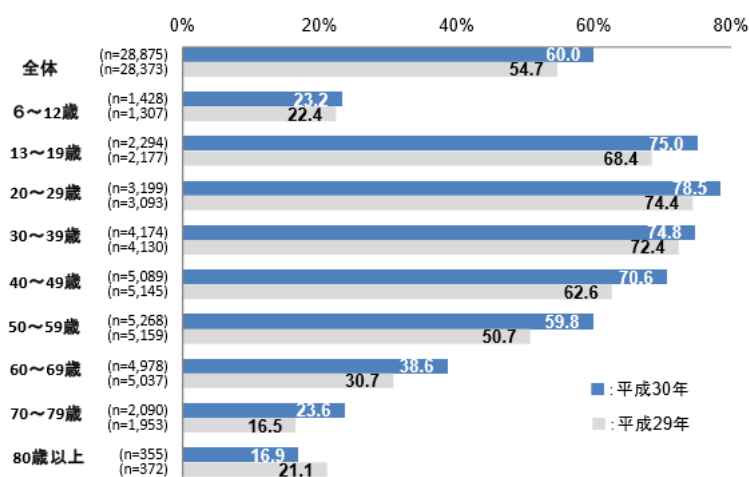
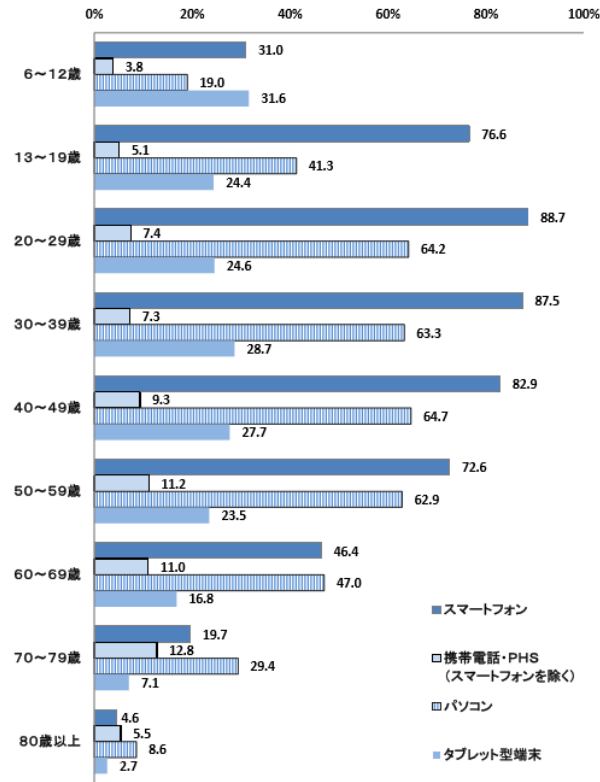


図1 ソーシャルネットワークサービスの利用状況（個人）

（出典）総務省「平成30年通信動向調査・報道資料（令和元年5月30日公表）」

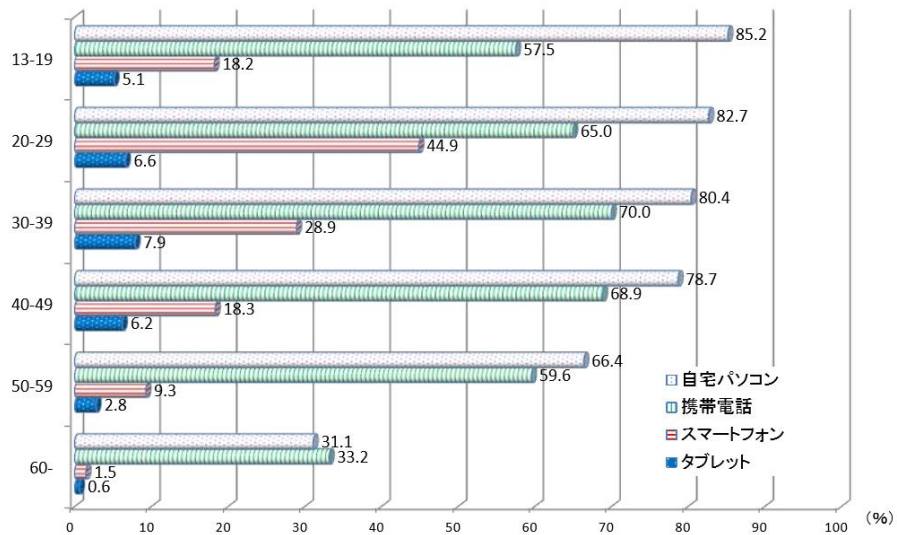
図1より、13歳から49歳までの層では、70%超がSNSを利用しており、80歳以上の層を除いてすべての層で増加傾向にあることが見てとれる。また、13歳から19歳という中高生が含まれている層の平成30年のSNS利用率は全体で2番目に多い75%を記録している。次に図2と図3で、インターネットを利用する際の端末の変遷について見ていく。

¹ 藤江俊彦『はじめてのマスコミ論』同友館、2006年、p.23.



※ インターネットに接続できるテレビ、家庭用ゲーム機、その他の機器を除く。

図2 年齢階層別インターネット利用機器の状況（個人）
 （出典）総務省「平成30年通信動向調査・報道資料（令和元年5月30日公表）」



※当該端末を使用して過去1年間にインターネット利用経験がある回答者の比率（無回答を除く）

図3 端末別インターネット利用（世代別人口普及率）
 （出典）総務省「平成23年通信利用動向調査・報道資料」（平成24年5月30日公表）

2つの図を比較すると、スマートフォンの所有率は8年間で急増しており、特に、13歳から19歳の層では4倍以上の増加があったことがわかる。また、平成30年では小学生のスマートフォンの所有率が30%を超えており、今後さらにスマートフォンの利用、そしてSNSの利用年齢は若年化していくことが見込まれる。

第2節 マスメディアの役割

第1項 報道の自由

世の中で起こったことを速く、正確に、わかりやすく伝えることが、マスメディアが果たすべき基本的役割である。日本では、憲法第21条第1項において「集会、結社及び言論、出版その他一切の表現の自由は、これを保障する」と規定されており、マスメディアに対しては「表現の自由」だけでなく「報道の自由」も与えられている。ここで「報道の自由」が司法の場で明確に認められた「博多駅テレビフィルム提出命令事件」について取り上げる。事件の発端は、1968年に発生した「博多駅事件」である。朝日新聞²によると、この事件では、アメリカの原子力空母の佐世保港への入港阻止を訴える約400人の学生が、博多駅で待ち受けていた1300人の警官隊と100人余りの鉄道公安機動隊員と激しく衝突した。その事実確認のために、翌年福岡地裁がテレビ局4社に対し、事件の様子が集録されたテレビフィルムの提出を命令したものである。この命令に対し、日本新聞協会編集委員会は「捜査当局や裁判所などの要求により、報道写真やフィルム、取材メモ等を証拠物件として提供することは、その後における報道、取材の自由に重大な制限を招くおそれがあるから、原則として避けるべきである」³との見解を示しているが、それは「裁判の公正」と「報道の自由」を比較し、その時々状況に応じて処理されるべきものであるとしている。この事件の判決において最高裁はテレビ局4社の特別抗告を棄却し、公正な裁判の実現のために、報道の自由はある程度の制約を受け、今回のフィルムの提出により報道機関が受ける不利益は「忍受されなければならない程度のもの」⁴との採決を下した。その一方で「報道機関の報道は、民主主義社会において、国民が国政に関与するにつき、重要な判断の資料を提供し、国民の『知る権利』に奉仕するものである。したがって、思想の表明の自由とならんで、事実の報道の自由は、表現の自由を規定した憲法二一条の保

² 朝日新聞「博多駅でも衝突 四人逮捕 学生、九大内に集結」『朝日新聞』1968年1月16日、東京夕刊、1面。

³ 日本新聞協会「証拠写真等の外部提供に関する編集委員会の見解」、1969年10月19日、<https://www.pressnet.or.jp/statement/report/691019_92.html>。

⁴ 裁判所「昭和44(し)68 取材フィルム提出命令に対する抗告棄却決定に対する特別抗告」、1967年11月26日、<www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/977/050977_hanrei.pdf>。

障のもとにあることはいうまでもない」⁵とし「報道の自由」とともに「取材の自由」も法的に保障されることを明示し「知る権利」についても認め、この事件をきっかけに「知る権利」が社会的に認識されることとなった。以上のことから、マスメディアの役割は、国民と情報源の媒介者として国民の「知る権利」に応え、社会の様相を情報として提供することであるといえる。第2項では、この「知る権利」について述べていく。

第2項 知る権利

ここでは「情報公開法」を制定するにあたって設置された行政改革委員会が、1996年に発表した「情報公開法制の確立に関する意見」の中から、第3章「情報公開法要綱案の考え方」より『「知る権利」について』を参照したい。

「知る権利」は多くの場合で憲法第21条を根拠に主張され、その主張については「表現の自由は、国民が広く思想や情報を伝達し、またそれを受け取る自由のみならず、政府が保有する情報の開示を求める権利（政府情報開示請求権）をも含む」⁶という見解が示されている。特に、後者の政府情報開示請求権が「知る権利」と呼ばれている。「知る権利」の解釈は多様であり、この権利の根拠である表現の自由は、基本的人権の一つである自由権に過ぎず、情報の公開を求めるという請求権のようなものは含まれていないと考えられたり、政府情報だけでなく自己情報の開示請求権を含めて捉えられたりするようである。「知る権利」は、日本国憲法には明文化されていない「新しい人権」の一つとして知られるようになった。

第3項 遵守すべき倫理規範

昨今話題に上るのが、マスメディアの取材体制である。マスメディアは「報道の自由」を与えられているとはいえ、その力を振りかざし、好き勝手に報道して良いというものではない。マスメディアが取材、報道する際に守るべき規範については以下の図を参照したい。図4は、全国の新聞社、通信社、放送局が所属している日本新聞協会が2000年に定めた「新聞倫理綱領」である。

⁵ 脚注4に同じ

⁶ 行政改革委員会「情報公開法制の確立に関する意見」, 1996年12月18日, <https://www.soumu.go.jp/main_content/000121081.pdf>.



図 4 新聞倫理綱領
(出典) 日本新聞協会 HP

また、日本放送協会と日本民間放送連盟が設置した第三者機関である放送倫理・番組向上機構（以下、BPO）でも、1996年に図5のとおり綱領が策定されている。

- 放送は、その活動を通じて、福祉の増進、文化の向上、教育・教養の進展、産業・経済の繁栄に役立ち、平和な社会の実現に寄与することを使命とする。放送は、民主主義の精神にのっとり、放送の公共性を重んじ、法と秩序を守り、基本的人権を尊重し、国民の知る権利に応えて、言論・表現の自由を守る。
- 放送は、いまや国民にとって最も身近なメディアであり、その社会的影響力はきわめて大きい。われわれは、このことを自覚し、放送が国民生活、とりわけ児童・青少年および家庭に与える影響を考慮して、新しい世代の育成に貢献するとともに、社会生活に役立つ情報と健全な娯楽を提供し、国民の生活を豊かにするようにつとめる。
- 放送は、意見の分かれている問題については、できる限り多くの角度から論点を明らかにし、公正を保持しなければならない。放送は、適正な言葉と映像を用いると同時に、品位ある表現を心掛けるようつとめる。また、万一、誤った表現があった場合、過ちをあらためることを恐れてはならない。
- 報道は、事実を客観的かつ正確、公平に伝え、真実に迫るために最善の努力を傾けなければならない。放送人は、放送に対する視聴者・国民の信頼を得るために、何者にも侵されない自主的・自律的な姿勢を堅持し、取材・制作の過程を適正に保つことにつとめる。
- さらに、民間放送の場合は、その経営基盤を支える広告の内容が、真実を伝え、視聴者に役立つものであるように細心の注意をはらうことも、民間放送の視聴者に対する重要な責務である。
- 放送に携わるすべての人々が、この放送倫理基本綱領を尊重し、遵守することによってはじめて、放送は、その使命を達成するとともに、視聴者・国民に信頼され、かつ愛されることになると確信する。

図 5 放送倫理基本綱領

(出典) 放送倫理・番組向上機構 HP

このことから、マスメディアは国民の「知る権利」に奉仕するだけでなく、社会で発生した事柄を正確に記録し、歴史的な事実として後世に伝えるという役割も担っているといえる。さらに、行政機関や警察などの権力から独立し、公的機関が不正を働いていないか監視すること、また、地域の伝統行事やスポーツなど身近な事象を伝えることで、文化的交流を促し生活を豊かにすることもマスメディアの役割の一つといえよう。マスメディアがそのような役割を果たす中で前提とされるべきものは、人権への配慮である。新聞社、放送局、通信社の多くは、各社で定められている取材や報道における行動指針の中に人権の尊重を盛り込んでおり、プライバシーを侵したり、名誉を傷つけたりすることのないようにという意識のもとで報道に取り組んでいるといえる。

次節では「プライバシー」「名誉」という言葉に着目し、「報道の自由」と「報道被害」という表裏一体の概念について考えていく。

第3節 報道被害

報道による人権侵害について述べる前に「報道被害」という言葉を定義したい。「報道被害」とは「テレビ、新聞、雑誌などの報道によって伝えられた人々がその名誉を毀損されたり、プライバシーを侵害される人権侵害のことで、生活破壊、近隣や友人からの孤立をもたらすもの」⁷を指す。報道被害者は、特に精神的な苦痛を強いられ、それまでと同じような生活を送ることは難しくなってしまう。この事例に関しては、第2章で考察していくこととする。

第1項 プライバシーの侵害

この言葉は昨今では当然のごとく耳にするが、日本でこの言葉が知られるようになったきっかけは「宴のあと」事件である。これは、三島由紀夫の小説『宴のあと』のモデルとなった元衆議院議員が、著者とその出版社を相手に「プライバシーの侵害」と訴えたことによる。1964年の判決で「プライバシー権」は「私生活をみだりに公開されないという法的保障ないし権利」⁸であるとされ「プライバシーの侵害」の成立要件として次の3つが示された。

- ①公表された内容が、私生活上の事実または私生活上の事実らしく受け取られる恐れのある事柄であること。
- ②一般人の感受性を基準にして、当該私人の立場に立った場合、公開を欲しないと認められる事柄であること。
- ③一般の人々にいまだ知られていない事柄であること。⁹

「プライバシーの侵害」は、住所や学歴、家族関係、趣味、思想などの情報が、本人の意思に反して公開される場合に問われることである。「プライバシー」と類似する概念として「個人情報」が挙げられるが「個人情報」とは「当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの」¹⁰である。以上のことから「個人情報」は「プライバシー」を部分的に包含しているといえる。また「個人情報」は、たとえばポイントカードを作る際にも氏名、生年月日は必須であり、多くの場合で住

⁷ 梓澤和幸『報道被害』岩波書店、2013、p.22.

⁸ 日本新聞協会 編集委員会『実名と報道』日本新聞協会、2006、pp.75-76、<https://www.pressnet.or.jp/publication/book/pdf/jitsumei.pdf>。

⁹ 脚注8に同じ

¹⁰ 個人情報保護委員会「個人情報の保護に関する法律（平成15年5月30日法律第57号）」、https://www.ppc.go.jp/files/pdf/290530_personal_law.pdf（括弧内省略）。

所、電話番号が必要であるように、日常生活の中で自ら申告、公表していくものであると考えられる。「プライバシーの侵害」は、公表された内容の真偽にかかわらず、本人の了承を得ずに公表されたことにより不快感を覚えた時点で成立する。この点で、後述する「名誉毀損」と相違がある。

第2項 名誉毀損

「プライバシーの侵害」と関連し、名誉毀損についても考えていきたい。日本においては、名誉毀損とみなされない要件について刑法 230 条の 2 で次のように定められている。

前条第一項の行為が公共の利害に関する事実に係り、かつ、その目的が専ら公益を図ることにあつたと認める場合には、事実の真否を判断し、真実であることの証明があつたときは、これを罰しない。

2 前項の規定の適用については、公訴が提起されるに至っていない人の犯罪行為に関する事実は、公共の利害に関する事実とみなす。

3 前条第一項の行為が公務員又は公選による公務員の候補者に関する事実に係る場合には、事実の真否を判断し、真実であることの証明があつたときは、これを罰しない。(侮辱) ¹¹

つまり、上記の 3 つの要件を満たしていれば、報道によって特定の個人の社会的評価が下げられたとしても名誉毀損にはあたらないということである。参考までに、アメリカでの名誉毀損の考え方を図で示していく。

¹¹ e-Gov「刑法第二百三十条の二」, <https://elaws.e-gov.go.jp/search/elawsSearch/elaws_search/lsg0500/detail?lawId=140AC0000000045>.

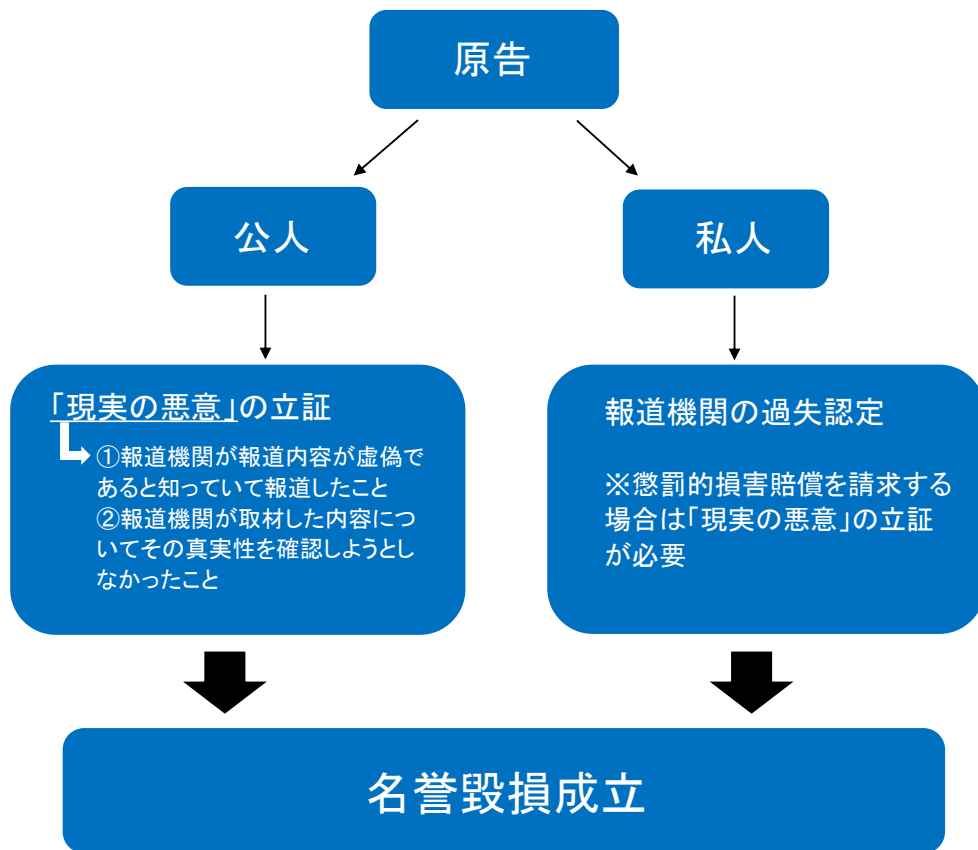


図6 アメリカの名誉毀損の成立過程
(喜田村 1999, p.20, 42, pp.146-147 をもとに筆者作成)

上図の前提として、原告は公人、私人にかかわらず、報道された内容が虚偽であることを立証しなければならない。アメリカでは名誉毀損を考える際、公人と私人に分類するが、公人が名誉毀損の訴訟で勝訴するのは現実的に厳しいことがわかる。マスメディアが故意に虚偽の内容を報道するという行為は、自ら信頼性を損ねる行為をしていることになるためするはずがないことである。また、たとえ虚偽の内容だと知っていて報道したとしても、マスメディアが「虚偽とは知らなかった」と言ってしまうと立証することはできない。一方で、私人の名誉毀損認定は比較的容易であることが見てとれる。これは、私人は誤報がなされた際の救済手段を通常有していないなど、公人に比べて弱い立場にあるからである。また、公人が虚偽の報道による名誉毀損を訴えるのは、地位を得るための手段として、自らを批判の場にさらすことで注目を集める狙いがあると考えられるからである。アメリカは日本に比べ、報道による名誉毀損に対する保障が厚く、特に私人に対して配慮されていることがわかる。

第3項 メディアスクラム

「メディアスクラム」とは「大きな事件、事故の当事者やその関係者のもとへ多数のメディアが殺到することで、当事者や関係者のプライバシーを不当に侵害し、社会生活を妨げ、あるいは多大な苦痛を与える状況を作り出してしまいう取材」¹² のことであり、集団的過熱取材とも呼ばれる。これこそが昨今問題視されている取材方法であり、事件の加害者や被害者の自宅を取り囲むようなこの行動は、事件関係者だけでなく周辺住民の日常生活にも支障を生じさせ、精神的な苦痛までも与えてしまう。この状況を改善するため、以下のルールが策定された。

1. いやがる当事者や関係者を集団で強引に包囲した状態での取材は行うべきではない。相手が小学生や幼児の場合は、取材方法に特段の配慮を要する。
2. 通夜葬儀、遺体搬送などを取材する場合、遺族や関係者の心情を踏みにじらないよう十分配慮するとともに、服装や態度などにも留意する。
3. 住宅街や学校、病院など、静穏が求められる場所における取材では、取材車の駐車方法も含め、近隣の交通や静穏を阻害しないよう留意する。¹³

また、状況に応じて取材記者の人数を減らしたり、取材時間を限定したりするなど、取材対象者の負担を軽減するような取り組みを行ってはいるものの、根本的な解決には至っていないのが現状である。

日本では、1987年の日本弁護士連合会による「人権と報道に関する宣言」で「報道の自由」は「知る権利」に奉仕するために最大限保障されなければならないとした上で、マスメディアの行き過ぎた報道により、個人の名誉やプライバシーを侵害する事例が多発していることを指摘している。この事態を改善すべく、次のような提言を掲げている。

1. 報道に関し、公共性・公益性との関連の程度に応じて、報道される側の名誉・プライバシー等を十分に配慮し、行き過ぎた取材および報道をしないこと。
2. 犯罪報道においては、捜査情報への安易な依存をやめ、報道の要否を慎重に判断し、客観的かつ公正な報道を行うとともに、原則匿名報道の実現に向けて匿名の範囲を拡大すること。¹⁴

¹² 日本新聞協会「集団的過熱取材に関する日本新聞協会編集委員会の見解」，2001年12月6日，<https://www.pressnet.or.jp/statement/report/011206_66.html>.

¹³ 脚注12に同じ

¹⁴ 日本弁護士連合会「人権と報道に関する宣言」，1987年11月7日，<https://www.nichibenren.or.jp/document/civil_liberties/year/1987/1987_1.html>.

さらに、報道による人権侵害を防ぐために、社内オンブズマン制度の設置と報道評議会の審査救済機関の導入を目指す意向を示している。次節では、社内オンブズマン制度として日本の新聞社、放送局が行っている取り組みについて述べていく。

第4節 第三者機関による報道の監視

第1項 日本の新聞社における取り組み

ここで、日本を代表する新聞社が取り入れている第三者機関について見ていきたい。新聞社でいち早くこの取り組みを導入したのは、朝日新聞である。1989年に設置された「朝日新聞紙面評議会」¹⁵では、より質の高い紙面の制作を目指し、幅広い分野から選定された社外の有識者に、読者という立場から記事や紙面の構成について意見を募り、紙面制作に関わる社員と討議を重ねた。また、2015年には、社外の3人と社員1人で構成される「パブリックエディター制度」¹⁶を新設し、読者から寄せられる意見や社外の評価に基づいて報道の点検が行われている。そして、上記の紙面評議会に代わり、読者の代表であるパブリックエディターが中心となる「あすへの報道審議会」¹⁷を発足させ、より読者目線で報道方法や報道内容が議論されるようになった。

また、毎日新聞でも2000年に「開かれた委員会」¹⁸が設置された。社外の有識者で構成された委員が、記事による人権侵害に対する苦情や意見についての見解を示すほか、毎日新聞の報道に対する問題を提起したり、マスメディア全体に対して今後の報道における課題を提示し、その提言を行ったりしている。

そして、読売新聞¹⁹は2005年に「読者センター」を設置し、約40人のスタッフが年中無休で読者の意見や情報提供を受け付け、その内容はそれぞれの担当部署に伝えられたり、読者の反響が大きかった記事をオンラインで掲載したりするなど、読者ととともに紙面を作っていることがうかがえる取り組みを行っている。また、取材や編集経験の豊富な記者を中心に構成された「紙面審査委員会」では、制作中の紙面から発行後の紙面までを様々な観点から評価し、編集局に意見を提示するほか、その時々で話題となったテーマを題材とし、社外から選出された3人の有識者に報道に対して評価や提言をってもらう「報道と紙面を考える」懇談会を実施している。さらに、2014年には「適正報道委員会」を発足させ、経験豊富な複数の記者が、調査報道やスクープなどの取材を行った記者やその担当のデスクに取材内容を聞き取り、記事の内容は適正であるか、記事にするにあたって十分な裏付けがあるかなどを紙面発行前に評価している。読売新聞のこれらの取り組みは読

¹⁵ 朝日新聞社「紙面評議会」, <www.asahi.com/shimbun/shimenshingi/>.

¹⁶ 朝日新聞社「パブリックエディターとは」, <www.asahi.com/shimbun/pe/>.

¹⁷ 朝日新聞社「あすへの報道審議会」, <www.asahi.com/shimbun/pe/reportbn.html>.

¹⁸ 毎日新聞社「開かれた委員会」, <<https://www.mainichi.co.jp/co-act/hirakareta.html>>.

¹⁹ 読売新聞社「報道姿勢」, <<https://info.yomiuri.co.jp/group/stance/index.html>>.

者を強く意識したものであり、また、信頼性の高い紙面を制作するための協力体制が整っているという点で、新聞業界の中でも先進的な施策であるといえる。

第2項 日本の放送局における取り組み

ここでは、BPOを構成する委員会の一つである「放送と人権等権利に関する委員会（以下、放送人権委員会）の取り組みを提示する。放送人権委員会は『放送によって名誉、プライバシーなどの人権侵害を受けた』という申立てを受けて審理し、『人権侵害があったかどうか』、『放送倫理上の問題があったかどうか』を判断²⁰している。人権侵害の申立てから委員会による決定までの流れは図7の通りである。

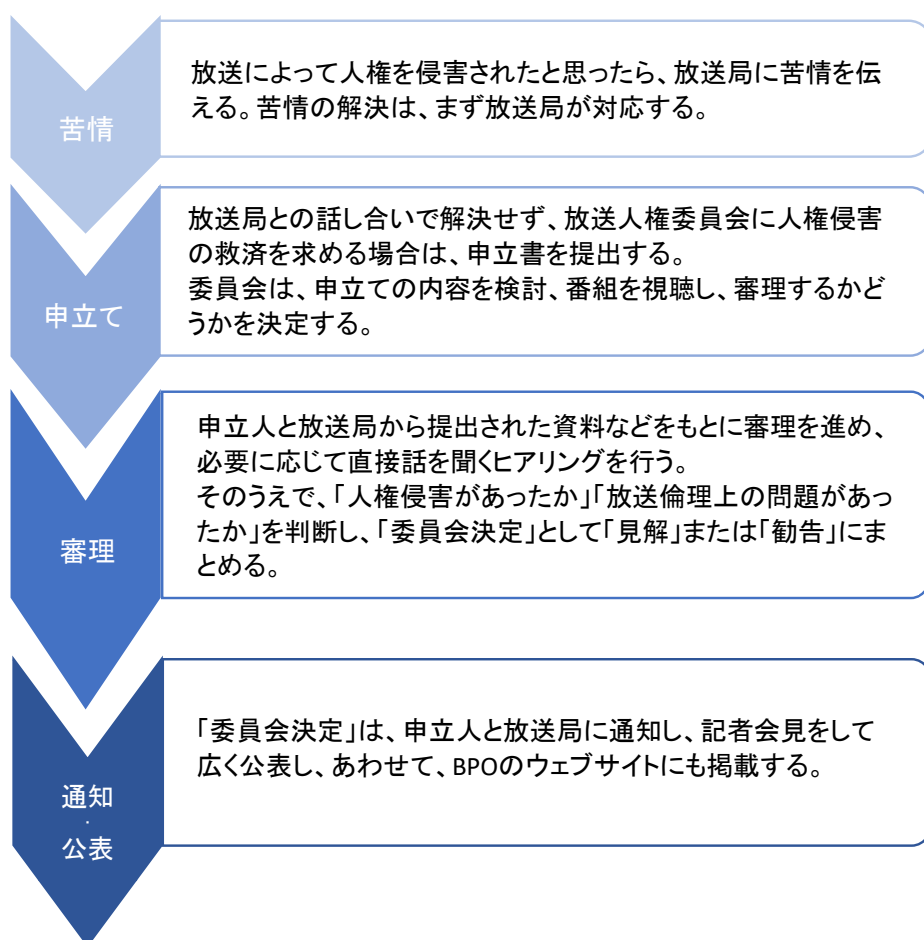


図7 申し立てから「委員会決定」までの流れ
(放送人権委員会「委員会活動－『決定』までの流れ」の図を一部加筆修正)

²⁰ 放送倫理・番組向上機構「放送人権委員会とは」,
<https://www.bpo.gr.jp/?page_id=950>.

この委員会を構成する 10 人の委員の多くは弁護士であり、新聞社の取り組みに比べ、人権侵害の有無について法律の専門家によってより多角的に評価されると考える。

第 5 節 実名報道と匿名報道

第 1 項 日本における捉え方

日本のマスメディアでは、ほとんどの場合で実名を報道している。ここで「ほとんどの場合で」としたのは、公的機関が実名で発表した内容に対し、マスメディアがそれぞれ実名報道をするか否かを検討した上で判断しているからである。個人情報やプライバシーの保護という意識が高まるにつれ、様々な機関で匿名発表がなされるようになった昨今、マスメディアが実名報道を続ける理由を簡潔に述べるとすると、実名は事実を伝えるにあたって必要不可欠だからである。本論文の冒頭でも述べたように、情報の基本となる 5W1H の中でも、主語である「誰が」が欠けてしまえば情報として完結しない。また、実名発表によって、公的機関の発表だけに頼らず独自の視点から取材を進めることができる。実際にマスメディアの取材によって警察の不正が暴かれた例もあり、実名発表があったからこそ、公的機関の権力監視というマスメディアの役割を果たすことができたといえよう。匿名のみの発表であった場合、情報を操作することもできてしまうため、情報の正確性が低くなってしまう恐れがある。一方で最近では、人権への配慮から匿名報道をする場合も増えてきているという。たとえば、性犯罪の被害者や振り込め詐欺の被害者に対しては、今後の生活に支障をきたすことがないよう原則匿名で報道したり、私人の「微罪」被疑者に対しては匿名で報道するほか、そもそも報道しないという選択をしたりしている。また、全国的に報道される重大事件の被害者については、被害者遺族への配慮から途中で匿名報道に切り替えることもあるという。このような報道の手法は、原則としては実名で報道するという方針の中で、時代の変化に伴って柔軟に対応しているといえる。

第 2 項 海外での捉え方

ここで、海外の報道にも目を向けたい。アメリカは日本と同様に、真実を伝えるには実名報道をするべきであるという姿勢である。それに対し、世界最古の報道の自由法が制定されたスウェーデンでは、原則として匿名報道という姿勢が貫かれており、それがたとえ有罪判決を受けた人であっても、平等に人権が保護されている。また、被害者の実名報道についても遺族の同意に基づいてなされていて、遺族が希望すれば報道されないこともあるという。例外的に実名報道が認められるのは、権力者が犯罪や不正を行った場合である。これは、マスメディアの役割である公権力の監視という観点から、適性を問われるよ

うな悪事を働いた公人の名前は公表されるのは当然であり、明白な社会的関心を有しているという考え方によるものである。匿名報道が原則とされているスウェーデンであるが、19世紀には被疑者や被告人の実名や写真が報道されていた。20世紀に入り、マスメディアが人権を侵害しているという批判が上がったことで、マスメディア自身が、新聞評議会の設立や倫理綱領の策定、プレス・オンブズマン制度の導入といった変革に踏み切った。このプレス・オンブズマン制度は当時において画期的な取り組みであり、市民の代表として紙面を審査するほか、市民の新聞に対する苦情を受け付け、その内容を調査した上で新聞社に対して裁定を下すという役割を果たしている。犯罪者の匿名報道の変遷としては、1923年に「拘禁1ヶ月以上の判決が出るまで実名を報じない」としたことを皮切りに、1974年には判決の重さにかかわらず匿名で報じることとなった。実名報道から匿名報道に切り替えていく過程で犯罪件数に大きな変動はなく、実名で報じることによって事件の重大さを伝え、犯罪の抑止力につなげるという日本的な考えは、文化の違いはあれど適応されないということがわかる。

第2章 分析編

第1節 桶川ストーカー殺人事件

第1項 事件の概要

1999年10月、埼玉県のJR桶川駅前で21歳の女子大生が殺害された。被害者とその家族は、元交際相手の男性による執拗なストーカー行為や脅迫、誹謗中傷のビラやインターネット上での名誉毀損被害を受けており、それらについて警察に訴えていたにもかかわらず、警察が真摯に取り組むことはなかった。のちに、元交際相手の兄を含む4人が逮捕されたが、元交際相手は北海道で遺体で発見された。この事件では、マスメディア各社が被害者の名誉を毀損するような報道を繰り返したり、週刊誌の事件記者の記事によって警察が捜査を怠ったことが発覚したりするなど、取材や報道の在り方に関する世論や全国的な警察批判を巻き起こした。また、ストーカー規制法が成立したきっかけとなった事件でもある。

第2項 報道被害の実態

まず、被害者遺族が約2か月半にわたって受けたメディアスクラムについて列挙する。

21

- 事件発生当日、自宅を取り囲んだ取材陣によって帰宅することができなかった。
- 葬儀の際、あるテレビ局の取材陣が、被害者の父親の許可を得たと斎場の人に嘘をつき、祭壇の写真を撮ろうとした。このことは斎場の担当者からの連絡で発覚し、父親が断りを入れたため、撮影には至らなかった。
- 火葬場から帰宅した際、自宅の前はカメラを持った取材陣が殺到しており、お骨を家に入れることができない状況ではなかった。
- 葬儀後も、父親のコメントを取ろうとする取材陣が、昼夜関係なく深夜1時過ぎまで入口付近に居座り続けた。この状況が続いたため、2週間は自宅の窓を閉め切っていた。
- 父親が出勤しようと玄関を開けると、犯人に関するコメントを取ろうと取材陣が何本ものマイクを突き出してきた。
- 事件発生後1週間は、桶川駅にも取材陣が待ち構えており、買い物にも出かけることができなかった。これは、行く先々にマスメディアがついてくることを危惧したほか、テレビで顔を映されていたため、指差すように噂されたことがあったからである。

²¹ 梓澤和幸『報道被害』岩波書店、2013, pp.70-72.

次に、マスメディアが報じた被害者の名誉を傷つけるような内容は、以下のとおりである。²²

- 事件当日の被害者が身につけていたものに関して、警察が次のように発表した。「黒いミニスカート」「厚底ブーツ」「プラダのリュック」「グッチの時計」
- ワイドショーや週刊誌、スポーツ紙で「風俗嬢」や「ブランド依存症」と報じられただけでなく、新聞紙までも「ホステスとして働いていた」という記事を出した。

第3項 分析

前項の被害の実態について取材、報道の適正さを検討したい。

まず、先述のメディアスクラムについては、大事な家族を亡くした悲しみを抱える遺族に精神的に追い討ちをかけるような行為であったといえる。特に、祭壇の写真を撮るべく嘘の発言をした取材陣は非人道的であり、このような発言をする前に相手の立場に立って自分がされてどう思うか、ということを考えなければならなかった。悲しいことに、日本では毎日何らかの事件が発生するため、事件を取材する記者にとってはルーティンワークのようになってしまうのかもしれないが、人として相手を慮ることを決して忘れてはならない。2か月半もの間、遺族や周辺住民が気を休めることができない日々を過ごしていたと考えると、その心的外傷は相当なものであったことだろう。

次に、報道内容について考察する。マスメディアにとって警察の発表は取材を進めていく上での大事な第一歩である。そこで、事件当日の被害者の身なりについて必要以上に詳細な発表をしてしまったがゆえに、被害者に対して派手なイメージを植え付けてしまったと考える。事件の捜査が難航したことにより警察からの続報がなかなか出ず、この最初の警察発表を中心に、被害者の私生活についての報道が相次いだ。被害者は自らの身を案じ、加害者についてのメモを遺していたにもかかわらず、彼らの情報が明らかにされなかったことも被害者中心の報道になってしまった一因である。元交際相手の男性が風俗店の店長だったことや友人から頼まれて酒を出す店で2週間アルバイトことは事実であるが、被害者に何らかの落ち度があつて事件が発生したように捉えることができってしまうような報道は、亡くなった被害者の名誉を傷つけるものであり、その傷は遺族にも刻まれてしまうものである。マスメディアの持つ強大な力を再確認し、より人権に配慮した報道を心がけるべきである。

最後に、多大な報道被害を受けた被害者の父親が述べた実名報道に対する考え方を紹介したい。ここでは被害者の女子大生の名前を明かさず「娘」とする。

娘の名前や写真を出すと、思い出がはじけてとてもつらい。でも、傷つけられた娘の

²² 清水潔『桶川ストーカー殺人事件—遺言—』新潮社、2018、p.35, 341.

名誉を回復しようと思うと、「埼玉県の A 子さん」ではだめなんです。匿名では警察に都合の悪い事実を隠されてしまう。つらいけれど、悲しいけれど、実名でなければ伝わらないことがあるんです。²³

遺族はマスメディアによって傷つけられたが、警察による権力の不正行使を明らかにしたのもまた、マスメディアだったのである。

第 2 節 福岡一家四人殺人事件

第 1 項 事件の概要

2003 年 6 月、幼い子ども 2 人と夫婦の一家 4 人が福岡市の自宅で突然命を奪われた。この事件の実行犯は 3 人の中国人元留学生であり、そのうち 2 人は中国で逮捕、起訴され、それぞれ死刑判決や無期懲役の判決を受け、残る 1 人については、は日本で死刑判決が下された。事件発生直後、被害者である妻の兄はあたかも犯人であるかのように報じられ、世間からの厳しい視線に晒された。実行犯が逮捕されたことで身の潔白は明らかにされたものの、この報道被害は名誉毀損による損害賠償請求へと発展した。この訴訟で、『週刊新潮』『フライデー』『週刊文春』はそれぞれ 770 万円、660 万円、1100 万円の賠償金支払いを命じられた。²⁴

第 2 項 報道被害の実態

ここでは、被害者の兄が犯人扱いされた際、どのような取材が行われ、どのように報じられたのかについて列挙していく。²⁵

- 告別式を終えた直後、自宅であるマンションが取材陣によって包囲されただけでなく、向かいのマンションや近所の空き地にまで及んでいた。これは、彼が逮捕されるとの情報が流れており、その逮捕の瞬間を撮影するためだった。なお、警察が彼に嫌疑をかけたり被疑者扱いしたりしたことはなかったという。
- 外出、帰宅するたびに記者から質問を投げかけられ、何の承諾もなしに写真や映像を撮られ、マイクを突きつけられた。
- 彼の子どもに対しても取材が行われ、無許可で写真が撮られたり、同じ幼稚園に通う

²³ 産経新聞「【被害者・遺族は問う】(3) 桶川ストーカー殺人事件、猪野憲一さん (67)、京子さん (68)『娘の名誉回復のため』実名公開」、『産経新聞』2018 年 6 月 20 日。

²⁴ 梓澤和幸『報道被害』岩波書店、2013 年、pp.76-89。

²⁵ 脚注 19 に同じ

子どもたちにも聞き込みがなされたりした。

- ある記者は彼に対し、真実の告白を迫るような手紙を送ったにもかかわらず、実行犯が逮捕された後には、彼が犯人ではないと思っていたと自分を正当化するような発言をした。
- 『週刊新潮』は「遺産相続が殺害動機だった」「妻の親族の借金問題が急浮上」など、被害者の親族が事件に関与しているかのように報道した。また「県警が親族の1人に容疑をかけている」という記事が掲載され、事実とは異なる報道がなされた。
- 『週刊文春』は、仮名の人物が語ったとされる言葉を掲載し、事件当日の夜に被害者宅を訪問していたと報じた。また、中国人の犯行グループや暴力団と関わりを持つ被害者の親族は事件の黒幕であるとするような記述がなされた。これらも事実無根の虚偽の報道であった。
- 『フライデー』は、捜査当局が作成した極秘資料として中国人や暴力団との関わりを示唆するような相関図を大きく掲載した。こちらの相関図もまた、県警が作成したものではなかった。

第3項 分析

このケースは、マスメディアが生んだ冤罪であるといえる。実の妹とその家族を亡くした上、自身は根拠もなく犯人扱いをされ、殺到する取材陣や世間から向けられる厳しい目によって名誉を毀損された。週刊誌の報道はすべて匿名で報じられたが、被害者の親族について述べられていることを示唆するような内容であり、個人を特定できるものであった。また、これら3誌の報道は、噂や憶測によるものであり、事実関係が明確でなく、報道の規範から逸脱したものだといえる。被害者の兄は自営業を営んでいたが、彼の事業を貶めるような報道もなされ、さらにその取引先にも取材が及び、こうした一連の報道の影響で大手百貨店との取引を中止されるなど、経営不振に至らしめる結果となった。被害者の親族の名誉毀損の発端は、事件に関与しているとの情報を聞きつけた取材陣のメディアスクラムによるものだった。長時間自宅を取り囲んだ上、虚偽の情報をも拡散させたにもかかわらず、一切謝罪を行わなかったというその姿勢は不遜であるといわざるをえない。そこでの報道が正確なものであれば、被害者遺族の日常を一変させるような報道被害が発生することはなかったはずである。一度傷つけられた名誉を回復するのは、決して容易なことではない。報道各社で速報性を競うのではなく、事実関係が曖昧な場合は正確性をより重視し、取材相手の人権を第一に考えるべきである。

第3章 提言

ここまでの分析から、今後マスメディアがすべきだと考える3つの施策を提言したい。

第1節 報道における人権に配慮したガイドラインの策定

本節では、メディアスクラムによる圧迫取材の抑止と実名報道における当事者の意思確認という観点から、ガイドラインに盛り込むべきと考える2つの方策を述べたい。

1. 事件直後の取材は、原則として新聞社とテレビ局、通信社それぞれが最少人数で担当すべきと考える。そのあとで、各社独自に取材を進めるべきである。
2. 実名報道は、遺族の意向に応じてなされるべきであり、実名報道から匿名報道への切り替え、またその逆についても柔軟に対応するべきである。

マスメディアの基本的機能は、情報を速く正確に伝えることである。速報性を重視するあまり、事件発生直後にメディアスクラムがなされてしまうのであれば、この取材方法を見直すべきである。現在でも取材記者の数を減らす代表取材が行われているようだが、それはあくまでメディアスクラムの発生が指摘、もしくは懸念される場合に実施されるものである。その点を改善し、あらかじめ取材体制や記者の人数についてなどを取り決めておくべきであると考え。また、先に述べたとおり、京アニ事件の実名報道において遺族からの了承を得てから実名を発表した、というのは日本で今まであまり聞かなかった例であるといえる。個人情報やプライバシーの保護という意識がますます高まっている中で、その時流に合わせて報道に対する姿勢を変化させることも必要である。そして、このガイドラインの策定は、報道される側の人権を保護するだけでなく、人権侵害の加害者となりうる記者自身を守るものともいえる。大切な家族を失った遺族に対し、事件発生直後に、実名で報じるか否かを問うことができるかについてはそれぞれの遺族によって対応が異なるだろうが、遺族が方針を表明してから公表するというのが人々の理解を得ることのできる最善の方法であると考え。

第2節 第三者機関の構成員の再考

第1章第4節で紹介した日本の第三者機関について提言を述べる。現在、どの第三者機関も、各界の有識者や報道、出版に携わる者によって構成されている。読者の声を報道関係者に伝える橋渡しのような役割をしているが、各年代からそれぞれ募集した一般市民を第三者機関の構成員として迎え、購読紙の審議会では有識者や社員と議論する場を設けるべ

きだと考える。BPO を構成する委員会の一つである「放送と青少年に関する委員会」²⁶では、中高生のモニターを募集し、自分が見た番組についての意見を述べてもらい、制作側と意見を交換する場を提供するという取り組みを行っている。このような制度をマスメディア各社が設け、報道姿勢について見直す機会を作るべきである。

第3節 教育機関におけるメディアリテラシー教育

第1章第1節で述べたとおり、SNS の利用年齢は若年化の傾向にあり、今後さらに進んでいくと考える。報道する立場である記者は、毎日マスメディアの持つ世を動かす力とその恐ろしさを肌で感じ、情報発信を行っている。それに対し、SNS を匿名で利用している人々は、顔が見えないことに甘んじて気軽に無責任に発言していることもある。一度インターネット上に載せられた情報は削除しても完全には消えず、その投稿によって負った心の傷もまた、完全に癒えることはない。中学生からスマートフォンを所持する人が急増し、また昨今では小学生や保育園児、幼稚園児までもがスマートフォンを利用しているのを目にすることが多くなった。今までの学校教育では「メディアリテラシー」を「情報を冷静に批判的に判断する能力」というように定義し、受け取る側としての教育が主だった。しかし「リテラシー」の意味は本来「読んだり書いたりする能力」のことであるため、今後は発信する側としての教育もより重視されるべきである。幼い頃から情報発信についての責任感を体得し、膨大な情報の中からその真偽を見分ける力をつけておくことで、報道被害が発生するのを防ぐことができると考える。そのために、報道に携わる記者が教育機関に出向き、子どもたちとともに考え、ともに学ぶ機会を設けることが必要である。

²⁶放送倫理・番組向上機構「青少年委員会 中高生モニター・番組レポート」,
<https://www.bpo.gr.jp/?page_id=1155>.

おわりに

昨今の SNS の普及により、事件や事故についての画像、動画はマスメディアよりも速く広く伝達されるようになり、新聞・テレビ離れが急速に進む現代におけるマスメディアの存在意義については、たびたび議論されている。しかし、インターネット上に真偽が定かではない情報が氾濫している今だからこそ、取材に基づいた正確な情報を提供するマスメディアは必要不可欠な存在であるといえる。本論文において報道被害の実態を調査し、マスメディアの持つ影響力とその恐ろしさを再認識することができた。第 3 章では、報道被害を未然に防ぐために、マスメディアが今後すべき取り組みについて考察し、提言とした。本論文の提言が、報道被害の減少に少しでも貢献できることを切に願う。

最後に、本論文を執筆するにあたりご指導いただきました高浦康有先生、アドバイスをくださったゼミの皆さまに感謝申し上げます。ありがとうございました。

参考文献

- 梓澤和幸『報道被害』岩波書店，2013.
- 飯室勝彦・田島泰彦・渡邊眞次『新版 報道される側の人権—メディアと犯罪の被害者・被疑者』明石書店，1999.
- 喜田村洋一『報道被害者と報道の自由』白水社，1999.
- 清水潔『桶川ストーカー殺人事件—遺言—』新潮社，2018.
- 清水英夫『表現の自由と第三者機関 透明性と説明責任のために』小学館，2009.
- 清水英夫『マスコミの倫理学』三省堂，1990.
- 高橋シズエ・河原理子『<犯罪被害者>が報道を変える』岩波書店，2015.
- 日本新聞協会 編集委員会『実名と報道』日本新聞協会，2006，
<<https://www.pressnet.or.jp/publication/book/pdf/jitsumei.pdf>>.
- 藤江俊彦『初めてのマスコミ論』同友館，2006.
- 『マスコミ市民』編集部『メディアの犯罪—報道の人権侵害を問う』双柿者，1985.
- 総務省「平成30年通信動向調査・報道資料（令和元年5月30日公表）」，
<https://www.soumu.go.jp/johotsusintokei/statistics/data/190531_1.pdf>.
- 総務省「平成23年通信利用動向調査・報道資料（平成24年5月30日公表）」，
<https://www.soumu.go.jp/johotsusintokei/statistics/data/120530_1.pdf>.
- 行政改革委員会「情報公開法制の確立に関する意見」，1996年12月18日，
<https://www.soumu.go.jp/main_content/000121081.pdf>.
- 個人情報保護委員会「個人情報の保護に関する法律（平成15年5月30日法律第57号）」，<https://www.ppc.go.jp/files/pdf/290530_personal_law.pdf>.
- e-Gov「刑法第二百三十条の二」，<https://elaws.e-gov.go.jp/search/elawsSearch/elaws_search/lsg0500/detail?lawId=140AC0000000045>.
- 裁判所 HP，< www.courts.go.jp/>.
- 日本新聞協会 HP，< <https://www.pressnet.or.jp/>>.
- 放送倫理・番組向上機構 HP，< <https://www.bpo.gr.jp/>>.
- 日本弁護士連合会 HP，< <https://www.nichibenren.or.jp/>>.
- 朝日新聞社 HP，< <https://www.asahi.com/corporate/>>.
- 毎日新聞社 HP，< <https://www.mainichi.co.jp/>>.
- 読売新聞社 HP，< <https://info.yomiuri.co.jp/index.html>>.
- 朝日新聞「博多駅でも衝突 四人逮捕 学生、九大内に集結」『朝日新聞』1968年1月16日，東京夕刊，1面.
- 産経新聞「【被害者・遺族は問う】(3) 桶川ストーカー殺人事件、猪野憲一さん（67）、京子さん（68）『娘の名誉回復のため』実名公開」，『産経新聞』2018年6月20日.